

仕様書(案)

1 委託業務名

福岡市オンライン日本語教室実施業務委託

2 事業の背景・目的

福岡市内における在住外国人は、令和7年3月末現在で、約52,000人を超え、毎月過去最高を更新する勢いで増加しており、国における特定技能の対象業種の拡大や、育成就労制度への移行等、在留資格の見直し等の動きも踏まえると、今後も就労を目的とする在留資格の方や家族滞在等の増加が見込まれる。

本事業は、育児や家事、仕事などのため時間や場所に制約があり、必要な日本語を学ぶ機会を得ることが困難な生活者としての外国人に対して、日常生活に必要な日本語のオンライン教育の機会を提供し、受講者の日本語能力を向上させることで、円滑なコミュニケーションと社会参加を促進することを目的とする。

なお、本事業は文部科学省令和7年度 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の補助事業である。

【文部科学省ホームページ】(外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業「令和7年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」)

https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_02999.html

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月10日まで

4 業務委託内容

(1) 次の から までを満たす日本語教室を開催すること。

受講者

- ・福岡市内に住んでいる概ね16歳以上の者で、日常生活に必要な日本語の習得を希望する者

実施時期

- ・実施時期：令和7年6月下旬から令和8年3月10日

実施方法等

a.授業については、次のいずれかに該当する日本語教師がWeb会議システム(Zoom等)を用いて行う。

ア 大学(短期大学を除く。以下この号において同じ。)又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者

イ 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者

ウ 令和6年3月31日までに公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者

エ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを

420単位時間以上受講し、これを修了した者
 オ 日本語教育機関認定法に基づき、登録日本語教員の登録を受けた者

b.コース設定：下表のとおり3つのコースを設定すること

コース	対象者	(参考)日本語教育の参照枠
入門 (0～A1)	初めて日本語を学ぶ方	(A1) 具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。
初級1 (A1～A2)	少し学んだことがある方	(A2) ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
初級2 (A2)		

c.クラス数

各コース1つ以上のクラスを設定し、3コース合計のクラス数は6つとする。

d.開催回数

各コースそれぞれ全36回(対面2回を含む)とする。

e.開催頻度

全36回については、週1回又は週2回開催する。

f.開催時間帯

各クラスを実施する時間帯は下記のとおりとする。なお、同一コースで複数のクラスを実施する場合は、各クラスを同じ週の異なる日かつ、異なる時間帯に実施することとする。

コース	時間帯 (午前：10-12時、午後：13-17時、夜間：19-21時)	
	午前又は午後	夜間
入門	午前又は午後	夜間
初級1	午前又は午後	夜間
初級2	午前又は午後	夜間

g.定員

各クラスの定員は8名までとする。なお、同一コースで複数のクラスを実施する場合、受講者が同一コースにおける振替として、本来属するクラスとは異なるクラスに参加することを可とするが、その場合も当該授業(クラス)の1回あたりの受講者数は、10人を超えないこと。

h.授業時間

1回あたり90分とする。

i.使用教材

国際交流基金「いろいろ」 入門、初級1、初級2

j.カリキュラム

次の内容を盛り込み、受託者が企画提案する。

- ア．使用教材に沿って日常生活に必要な日本語を中心に計画的に学習できる内容とする。
- イ．日本語学習はもちろんのこと、本市の生活情報、イベント情報や魅力などを提供する仕組み等を盛り込むこと。
- ウ．36回のうち、2回程度対面で実施する交流会等を企画し、実施すること。交流会等の実施にあたっては、ボランティアにより運営されている市内の地域日本語教室等と連携した内容を盛り込むこと。なお、交流会等の実施会場については、受託者と協議のうえ、本市が準備する。
- エ．受講者に対して、(公財)福岡よかトピア国際交流財団ホームページの地域の日本語教室検索ページを紹介するとともに、その使用方法の説明を行うこと。

<https://www.fcif.or.jp/language/japanese-language-class/>

- オ．受講者の参加前及びコース修了時に、文化庁作成の「日本語能力自己評価ツール にほんご チェック！」(<https://www.nihongo-check.bunka.go.jp/>)や『『日本語教育の参照枠』の活用の手引き』に示されている日本語能力の評価方法等を参考にするなど、受講者の日本語能力を評価し、受講者に対してフィードバックを行うこと。

- カ．教材は、受託者が準備する。

k. アンケートの実施

下記に掲げる場合に、受講者に対するアンケートによりクラスの評価等を確認すること。アンケート内容については、委託者と協議のうえ決定すること。

- ア．受講者がコースを修了するとき
- イ．受講者から、辞退希望の申し出を受けたとき

l. その他

- ・受講者から受講料は徴収しない。
- ・各コース開講時において定員に空きがある場合や各コース開始後、途中で辞退する者が出る場合において、受講者の追加受入れを可能とすること。なお、追加して受け入れた者に対しては、追加受入れまでに実施した授業内容について、可能な範囲でフォローを行うこと。
- ・本市が受講者に対し情報提供等を行う際には、受託者は本市と調整のうえ、適切に対応すること。

(2) 広報

- ・受講者募集に係る広報は、原則として、本市が実施する。
- ・受託者は、概ね開講3週間前までに受講者募集のためのチラシを作成のうえ、1,000部印刷し、納品すること。

(3) 受講者対応

- ・受講希望者からの申し込み受付及び問い合わせ対応等は受託者において行う。なお、申込については、使用言語に配慮するとともに二次元バーコードなど受講希望者にとって容易にアクセスできるものとする。また、申し込み受付に際して、次の項目については、必ず情報収集を行うこと。

氏名、 国籍、 在留資格、 使用言語、

住所(行政区のみ)、 年代、 教室情報入手経路

- ・受講者の不参加が継続する場合などは、適宜受講者に連絡を行うなど状況を把握し、月次報告に記載すること。

(4) その他

- ・本市が実施する地域日本語教育に関する取組みについて、受講者への情報提供に積極的に協力するとともに、受託者の知見等を踏まえて改善の提案等を行うこと。

5 運営体制

- (1) 委託者との連絡調整役として、業務遂行責任者を配置すること。
- (2) 受託者は、契約締結後、10日以内に業務日程表を作成し、委託者に提出すること。
- (3) 受託者は1か月の事業実績を月次報告として作成し、翌月10日までに委託者に報告すること。
また、受託者は委託者から本業務の進捗状況の報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。
- (4) その他、本事業を運営するにあたり、適切な人員体制を整備し、円滑な運営に努めること。
- (5) 受託者は本仕様書に則って適切に業務を実施しているか否かを常時把握すること。また、業務の過程において、市と十分な協議、連携を行うこと。
- (6) 受託者は事業の実施に当たっては、関係法令及び市の条例等を遵守すること。
- (7) 本事業の実施にあたっては、福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年4月1日施行)及び別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守すること。

6 業務の管理・調査・報告

(1) 成果品等

スケジュール：契約締結後10日以内

受講者募集チラシ：データ、印刷物 1,000 部（A4 サイズ両面カラー）

事業実績報告書（月次）：受講者の参加状況及び授業内容等

事業実績報告書：令和8年3月20日までに、福岡市に次を提出すること。

ア 業務実績報告書

イ 完了届

ウ 受渡書

(2) 検査等

業務委託の適正な履行確保のため、必要に応じて本市が検査等を行う際には、適切に対応すること。

7 その他

- (1) 学習者の授業に使用する資料を除いて、作成した資料・データの著作権は、すべて福岡市に帰属するものとする。
- (2) 本委託により作成した印刷物及びデータについて、福岡市は受託者又は受託者以外の事業者へ委託し、版下の修正や再編集を行うことができる。
- (3) 受託者は報告書等の提出を求められた場合は速やかに提出すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市担当者と協議を行い定めるものとする。